



ビジネス・コンダクト・ ガイドライン

インテグリティが最優先

目次

1. インテグリティとは、倫理とコンプライアンスにコミットすること

- 1.1. 当社のバリューとビジネス・コンダクト・ガイドライン
- 1.2. インテグリティとコンプライアンスの重要性
- 1.3. 報告 - 誰に、どのように報告するか
- 1.4. 協力
- 1.5. 報復行為の禁止
- 1.6. 外部からの問い合わせ、連絡、およびコミュニケーション
- 1.7. 公での発言とソーシャルメディア

2. インテグリティとは、IBM 社員、IBM 資産および他社に帰属する資産を保護すること

- 2.1. 安全で生産的な職場環境の維持
- 2.2. IBM 資産および他社所有の資産の保護および使用
- 2.3. 専有情報および機密情報の共有と受領
- 2.4. 不注意による開示の回避
- 2.5. サイバー攻撃の脅威に対する防衛
- 2.6. 資産、ビジネス上の利益および従業員の保護
- 2.7. 個人情報の管理
- 2.8. IBM を退職する場合

3. インテグリティとは、知的財産権を尊重すること

- 3.1. IBM の知的財産の保護
- 3.2. 第三者ソフトウェア、アプリケーション、クラウドベースのサービスおよびデータの使用
- 3.3. オープンソースソフトウェアの使用
- 3.4. モバイルデバイス向けアプリケーションの開発
- 3.5. 商標およびドメイン名の保護

4. インテグリティとは、正直、正確、完全であること

- 4.1. 正直であること
- 4.2. 情報の記録と報告
- 4.3. 会計・財務管理および報告についての理解
- 4.4. ビジネス上の確約と承認の取得
- 4.5. 記録の保管



5. インテグリティとは、倫理的に競争し、ビジネスを勝ち取り、他者を扱うこと

- 5.1. IBM の外部企業との関係
- 5.2. 政府機関および政府関連企業（GOE）との関係
- 5.3. サプライヤーとの関係
- 5.4. IBM ビジネスパートナー、再販業者およびその他との関係
- 5.5. 競合他社への対応
- 5.6. 倫理的に競争する
- 5.7. 他社に関する情報の取得と使用

6. インテグリティとは、法的義務を果たすこと

- 6.1. 腐敗行為からの保護
- 6.2. ビジネスアメニティと贈り物の授受
- 6.3. マネーロンダリングおよびテロ活動への資金提供の回避
- 6.4. 官公庁への販売
- 6.5. ロビー活動
- 6.6. IBM 施設への訪問 - 政府の職員および公職の候補者
- 6.7. 国際貿易に関するコンプライアンス
- 6.8. ボイコット禁止条件の遵守
- 6.9. 海外出張に関する規定の遵守
- 6.10. 環境の保護

7. インテグリティとは、個人的利益と業務上の責任を区別すること

- 7.1. 勤務時間外の活動
- 7.2. 利益相反の回避
- 7.3. インサイダー取引の防止
- 7.4. 公共活動と政治活動への参加

8. 一部の権利に関する追記事項、情報とリソース

- 8.1. その他の IBM のポリシー、ダイレクティブ、およびガイドライン

アービンド からの メッセージ



IBM のバリューを倫理的羅針盤と考えれば、ビジネス・コンダクト・ガイドラインはロードマップであると言えます。これらは、「あらゆる関係における信頼と一人ひとりの責任」という IBM 社員のコアバリューに触発されたものです。ビジネス・コンダクト・ガイドラインは、お客様、ビジネスパートナー、サプライヤー、開発者、投資家、チームメイト、コミュニティとのやり取りを対象としています。また、常に誠実な運営に取り組む私たちを支援してくれるものです。

現行のビジネス・コンダクト・ガイドラインを見直す際、これらが現在、IBM での皆さんの役割にどのような影響を与えているのか、少し考えてみてください。まず、あなたが開発している製品との関係性を考えてみましょう。そして、あなたが直面している規制環境や、社内外での日々の他者との交流において、ビジネス・コンダクト・ガイドラインはどのような影響を及ぼしているのでしょうか。

IBM を、唯一無二の永続的な企業にしている要素の 1 つとして、IBM のバリューを責任を持って維持することへのコミットメントが挙げられます。1 世紀以上にわたって築き上げられてきた IBM の倫理とインテグリティに対する長年の評価は、今日、そして今後もビジネスと社会において IBM が重要な役割を果たし続けるうえでの基盤となるものです。そして、皆さん一人ひとりが、この大切な IBM の伝統を守っているのです。IBM のビジネス・コンダクト・ガイドラインを十分に理解し、これを実践することが、伝統を守る責任を果たすうえでの最も重要な方法の 1 つであると言えます。

皆さんのビジネス・コンダクトにおいて求められる原則への献身的な取り組み、そして IBM が世界で最も信頼されるテクノロジーパートナーとなるためのあらゆる努力に感謝の意を表します。

Arvind Krishna

アービンド・クリシュナ
会長および最高経営責任者

1



インテグリティとは

倫理とコンプライアンスに
コミットすること

1.1 当社のバリューと ビジネス・コンダクト・ ガイドライン

IBM は長年にわたり、世界で最も倫理的な会社の1つとして評価されてきました。100年以上にわたり、当社は新しい課題に取り組むために何度も改革を繰り返してきました。常に変わらないものは、インテグリティに対する当社の揺るぎないコミットメントです。

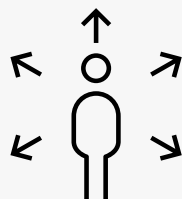
IBM のバリューは、当社がビジネス上の選択を行うための確固たる基盤となっています。ビジネス・コンダクト・ガイドライン (BCG) は、私たちがさまざまな法律上の問題や倫理上の問題を解決していくための一般的な指針を提供します。



IBM のバリュー



お客様の成功に全力を尽くす



私たち、そして世界に価値ある
イノベーション



あらゆる関係における信頼と一人ひとりの責任

1.2 インテグリティとコンプライアンスの重要性

インテグリティとコンプライアンスは、IBM と皆さんの成功にとって不可欠です。当社のインテグリティ、評判、ブランドは皆さんに掛かっています。それらを守るために皆さんを頼りにしています！

皆さんの職場がどこであろうと – 皆さんが対応しているのが IBM 社員、お客様、IBM ビジネスパートナー、サプライヤー、他の関係者のいずれであれ、対面、電話、オンライン、その他の何らかの方法で対応している場合であろうと – 常に、IBM のバリュー、BCG、その他適用される IBM の **コーポレート・ダイレクティブ** (IBM のポリシー、コーポレート・インストラクション、ガイドライン等) に従ってください。そして、当社の業務に適用されるすべての法律と規制に従ってください。

皆さんの業務においては、常に適切な判断を下してください。BCG や会社のコーポレート・ダイレクティブ、または IBM に適用される法令の解釈や適用に関する質問がある場合は、憶測に頼らないでください。助けを求めてください。マネージャーや IBM の弁護士に相談

注意！



当社のビジネスが変革を継続するにつれて、皆さんはヘルスケア、金融サービス、教育、モバイルアプリケーションの開発など、エキサイティングな新しい分野で働くようになるかもしれませんが、そのうちのいくつかの分野は高度に規制されています。皆さんの職務上の責任が何かしら変更されたら、BCG や法令に基づく新たな責任が生じるかもしれません。

する、IBM のコミュニケーションチャンネルの 1 つを使用して確認することは、皆さんの責任です。

BCG、その他のコーポレート・ダイレクティブ、法律に違反した場合、IBM は適用法に従い、解雇を含め、皆さんの雇用に関する何らかの措置を講じることがあります。法律を遵守しなければ、罰金、訴訟、ビジネス上の許認可の喪失、および場合によっては投獄される可能性もあります。

1.3 報告 - 誰に、どのように報告するか

IBM は、BCG の違反であれ、その他 IBM に関わる非倫理的または違法な行為であれ、そうした不正行為の可能性を IBM 社員の皆さんが報告することを期待しています。IBM は、実際の BCG の違反やその可能性、その他の違法な行為、倫理に反する行為に関する報告書を迅速にレビューします。また、報告を行った社員に対する脅迫や報復行為を許しません。

懸念事項を報告（または申し立てを提起）するには、以下に連絡してください。

- ▶ **IBM 従業員懸念事項** : IBM ビジネス・コンダクト・ガイドライン違反の可能性に関する懸念事項や申し立て。これには、いじめ、ハラスメント、差別などの非包括的な行動や不適切な行動、不適切な財務記録や報告、ビジネスプロセス違反、資産の不適切な使用、または自分自身やより広範な IBM 社員に個人的に影響を与える管理上の決定に関することが含まれますが、これらに限定されません。
- ▶ **IBM コーポレート・セキュリティ** : 脅迫や暴力行為、IBM 資産の紛失または盗難（営業秘密やその他の知的財産を含む）、IBM 施設内での法律違反行為
- ▶ **IBM Cybersecurity Incident Response Team** : サイバーセキュリティやデータインシデント、システム侵入やデータ漏洩の事実やその可能性、不注意による開示
- ▶ **IBM コーポレートヘルス & セーフティ** : 業務関連の安全衛生に関する問題

1. インテグリティとは、倫理とコンプライアンスにコミットすること

懸念や申し立てを提起する方法がわからない場合は、以下のリソースとコミュニケーションチャンネルも利用できます。

- › **Talk It Over @ IBM**
- › **AskHR**
- › **トラスト・アンド・コンプライアンス・オフィサー**
- › **Corporate Assurance and Advisory Services (内部監査)**
- › 直属のマネージャー
- › **法務部**

重要ポイント！



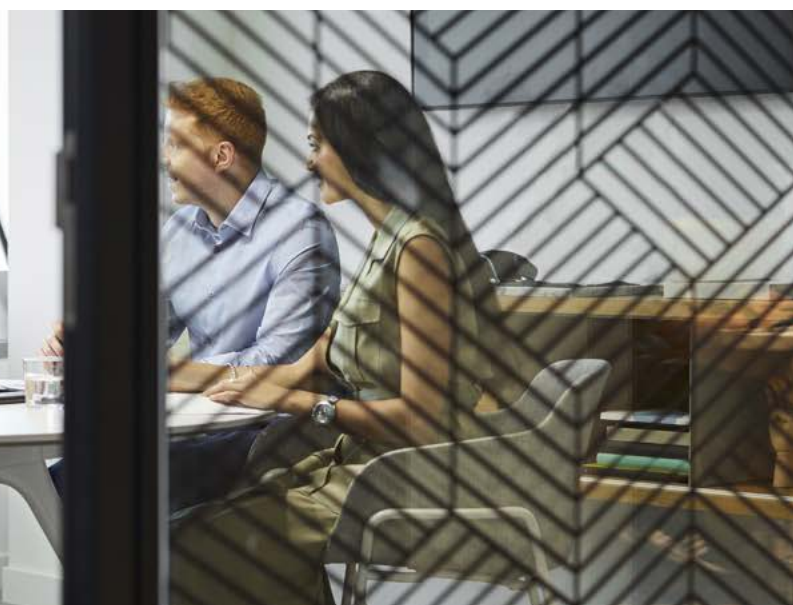
IBM のグローバル・インサイダー・トラスト・プログラムは、IBM の社員と資産（物理的および電子的）を、会社や IBM 社員に悪影響を与える可能性のある行動から保護し、インサイダーリスク指標となりうる不自然な活動についての**報告**を促すことを目的としています。

知っていますか？

IBM 従業員懸念事項のページから、懸念事項を提起したり、不正行為の可能性を報告したりすることができます。懸念事項は、オンライン、通常の郵便、電話で提起することができます。慎重に扱われ、匿名で提起できる場合もあります。また、法令違反の可能性がある場合は、法律で認められているように、それを従業員が政府機関に報告することは禁止されていません。

知っていますか？

EU 公益通報者保護指令の対象に該当する可能性のある申し立ては、従業員懸念事項やその他のIBMのコミュニケーションチャンネルを介して提起することができます。



1.4 協力

IBM は、IBM の内部統制のための調査や監査の実施、お客様、規制当局、その他の機関による質問、検査、調査に対応するために皆さんの協力を必要としています。皆さんはこれらに対して全面的に協力しなければなりません。例えば、すべての IBM の要求には迅速、全面的かつ誠実に従ってください。要求されたときには時間を守って会議や面接に参加してください。IBM の指示に従い、関連するすべての情報（電子的またはその他の情報）を提供し、保管してください。

1.5 報復行為の禁止

IBM は、(1) 潜在的な不正行為または不適切な行動を誠実に報告すること、(2) ビジネス・コンダクト・ガイドライン、コーポレート・ダイレクティブ、法律に違反する行動を拒否すること、(3) 調査に協力することに対して、報復するとの脅しや報復行為を禁止しています。報復や報復するとの脅しを受けたと思われる場合は、IBM のコミュニケーションチャンネルのいずれかを介して報告してください。IBM は適切な対応を行います。



1.6 外部からの問い合わせ、連絡、およびコミュニケーション

IBM のビジネスは、ジャーナリスト、コンサルタント、IT アナリスト、証券アナリスト、投資家、規制当局、その他が注目しています。これらの人々は、皆さんが貴重な専門知識を持っていると見做し、報酬の有無にかかわらず、皆さんに意見の提供を求めてくる場合があります。連絡を受けた場合は、直接であろうと、オンラインでソーシャルメディアを通してであろうと、電話、その他の方法であろうと、IBM として対応してはなりません。むしろ速やかに以下の連絡先に通知して、対応すべき適切な人物と適切な対応内容の両方が特定できるようにしてください。

- › IBM コミュニケーションズ—ジャーナリストまたはブロガーから連絡を受けた場合
- › IBM アナリスト・リレーションズ—コンサルタントまたは IT アナリストから連絡を受けた場合
- › IBM インベスター・リレーションズ—証券アナリストまたは投資家から連絡を受けた場合
- › IBM Corporate Environmental Affairs (IBM コーポレート環境プログラム推進部門) —環境保護団体、政府機関、事業連合組織、個人から環境ポリシーや、申告、原則、実務、プログラムに関する事項について連絡を受けた場合
- › IBM 政策渉外—公共政策またはロビー活動に関する事柄について連絡を受けた場合
- › IBM の弁護士—お客様、弁護士、捜査官、法執行機関やその他機関の政府職員から IBM ビジネスに関する情報、法的通知、監査の要求を受けた場合、または、裁判所や行政審判、立法府、その他の公的な公聴会などから、訴訟手続き中の IBM を代表して証言するよう求められた場合

BCG のいかなる規定も、法律および職業倫理規定により許可されている範囲で、IBM からの事前の同意や IBM への通知なしに、皆さんが政府機関や関係団体と直接コミュニケーションすることを禁じていません。

1.7 公での発言とソーシャルメディア

公開のフォーラムやソーシャルメディアで発言するときは、個人として発言しているということを明確にしなければなりません。IBM を代表して発言したり行動したりしているように見えてはなりません。その権限は一部の担当者だけに与えられています。街の広場からソーシャルメディアのサイトに至るまで、公に発言したり書き込んだりしたものは、本人が意図したよりも長い期間にわたってアクセスされ、お客様、競合他社、同僚、ジャーナリスト、投資家、規制当局など、誰もがいつでも読める可能性があります。ソーシャルメディアを使用する場合は、IBM の**ソーシャル・コンピューティング・ガイドライン**に従います。IBM の名前、商標や製品名を使用したソーシャルメディアのハンドルネームをリクエストする前に、**IBM のオウンド・ソーシャルメディア・ガイドライン**の承認プロセスに従って、マネージャーの承認を受けてください。

重要ポイント！



IBM 社員として、イベントでの講演を希望する場合やそのように依頼された場合は：

- › そのイベントがメディアに取り上げられる場合は、事前にコミュニケーションズに連絡してください。
- › 投資家やアナリストを対象としているか、または出席する可能性が高いイベント（例：展示会やお客様主催のイベント）の場合は、インベスター・リレーションズに連絡して、IBM の参加が適切であるかどうか、そして適切な場合は誰が IBM を代表して参加すべきかを決定してください。

講演者としてではなく、単にイベントに出席する場合でも、出席しているメディアやアナリスト／投資家に対し、IBM を代表して話をする権限はないことに留意してください。問い合わせを受けた場合はそれぞれ必ず IBM メディア・リレーションズまたは IBM インベスター・リレーションズに報告してください。



2



インテグリティとは

私たちが IBM 社員、IBM 資産および他社に帰属する資産を保護すること

2.1 安全で生産的な職場環境の維持

IBM は、社員のために、職場環境を健全、安全かつ能率的なものに保つよう心掛けています。差別やハラスメントは、IBM の職場にあってはならないものです。例えば、人種、肌の色、宗教、性別、性同一性または表現、性的指向、妊娠、出身国、身分制度、遺伝的特徴、障害、年齢、その他 IBM の正当なビジネス上の利益とは関係のない要因に基づく差別や嫌がらせです。IBM は性的な誘い掛けや発言、人種的または宗教的な中傷や冗談、攻撃的または脅迫的な職場環境を生み出し、助長するようなその他の行為（いじめなど）を容認しません。コーポレート・ポリシー 117「従業員の多様性と包括性」をよく理解してください。これは、すべての IBM 社員が、違いがあるからこそ成功できる職場環境を育むという当社のコミットメントを示しています。コーポレート・インストラクション HR 116 を心に留めて、職場におけるハラスメントやいじめに対処し、自分の物の見方を伝える時や Slack チャンネルなどのソーシャル・コンピューティング・ツールを使用する時には、他者に敬意を払い、思いやりを持つようにしてください。

重要ポイント！



IBM は包括語（インクルーシブランゲージ）の使用に取り組んでいます。皆さんの言葉は重要です。[包括的な IT 用語ガイドライン](#)に従うことで、人種的および文化的な偏見を避けることができます。

IBM は職場での暴力行為を容認しません。職場での暴力には、職場と生活環境での出来事が含まれる可能性があります。追加のトレーニングとサポートについては、IBM の[職場の暴力に関するプログラム](#)を参照してください。

職場環境に好ましくない影響を及ぼすものとして禁止されている行為に次のものがあります。

- › 脅迫や暴力的な振る舞い
- › あらゆる種類の武器の所持
- › マネージャーが部下と恋愛関係を持つこと
- › あらゆる多様な要素に基づいて従業員を差別すること
- › 治療のために許可された場合を除き、違法な薬物その他の規制物質を使用、配布、販売、所持すること
- › 職場において医療目的以外で違法な薬物・規制物質の影響下にあること、酒気を帯びた状態にあること
- › 事前にマネージャーによって承認されていない限り、IBM の施設内で飲酒すること

自分が職場で禁止されている行為の犠牲者だと思われる場合、または職場で禁止されている行為のリスクが懸念される場合は、Talk it Over @ IBM チームに連絡するか、IBM のコミュニケーションチャンネルのいずれかを使用して報告してください。

IBM の管理職が、職場内外での行動が、他の人や本人の業務遂行能力に悪影響を及ぼすと判断する場合、IBM は、適用法に従い、解雇をも含めた雇用に関する何らかの措置を皆さんに対して講じることがあります。

Slack を使用する場合は、適切な判断を行い、BCG、ソーシャル・コンピューティング・ガイドライン、Slack の使用に関するガイドライン([こちら](#))に従ってください。

覚えておきましょう



皆さんは、安全衛生に関するリスクの特定、排除、管理について重要な役割を担っています。自分自身と他者の安全衛生について、適切な注意を払うようにしてください。

- 自分の携帯電話番号など、正確な緊急連絡先情報を **IBM 社員セーフツールに登録し**、緊急の際に IBM から連絡できるようにしてください。
- 安全が確保できていない状態や事故およびニアミスについては、**Health & Safety @ IBM** に記載された、所属する地域の手順に従ってください。

IBM の施設、物的資産やシステムなどの IBM の資産は、IBM の正当な事業目的のためにのみ使用することができます。IBM の物的資産やシステムには、ノートパソコン、タブレット、スマートフォンなどの機器、情報通信システム、インターネットへの接続が含まれます。限られた時間内で、会社のポリシーに違反しておらず、皆さんや他人の作業効率に影響を与えない場合に限り、「物的資産」やシステムを個人的に使用することは許されます。

IBM 資産は、法律に違反したり、IBM のビジネス上の利益に反するような方法で使用したり、性的コンテンツやギャンブルを目的としたり、他者に対する不寛容を支持するインターネットサイトを訪問するために使用してはなりません。

お客様を含む他社に帰属する資産を使用する場合は、相手方の許可を得た範囲内でのみ使用するものとし、相手方の契約条件、およびプライバシー、市民権、またはその他の要件に基づいて資産へのアクセスを制限している可能性のある法律について十分に理解し、それに従っていることを確認してください。

2.2 IBM 資産および他社所有の資産の保護および使用

IBM は、多くの貴重な資産を所有しています。これらは、市場での IBM の成功に不可欠であり、それらを守ることに IBM は皆さんを頼りにしています。

IBM の資産には、例えば、IBM が業務のために IBM 社員が使用できるようにしている物的資産やシステム、IBM の施設、IBM の所有物や機密情報、IBM の知的財産などが含まれます。また、IBM の事業活動において他社所有の資産、例えば他社の専有情報や機密情報、知的財産、システム、データ、ツールなどへのアクセスや使用が必要とされる場合もあります。

知っていますか？

IBM は、当社事業のすべての職務において、人権の尊重と保護を含め、高い基準の企業責任を果たすことに取り組んでいます。IBM はグローバル企業として、従業員、サプライヤー、お客様、そして当社が事業を展開する地域社会にとっての公平で安全な未来を促進する役割を担っています。すべての人権を尊重するという IBM のコミットメントは「IBM の人権に関する原則」に示されています。この原則は **IBM Impact サイト** のレポートとポリシーのページに掲載されています。

2.3 専有情報および機密情報の共有と受領

IBM の専有情報および知的財産は、IBM の資産です。これらは、多くの IBM 社員の努力とイノベーションの結果であり、IBM に競争上の優位性を与えています。

IBM の専有情報の一部は機密情報です。しばしば、そのような情報は著作権、特許、商標、営業秘密、その他の知的財産権や法的権利の保護の対象となります。皆さんのマネージャーが承認し、IBM の弁護士によって承認された機密保持契約またはその他の適切な契約書に IBM と他の当事者が署名（記名捺印）していない限り、皆さんは IBM の機密情報を他の当事者と共有したり、他の当事者から機密情報を受領したりすることはできません。

IBM の専有情報または機密情報の不適切な開示は、IBM の競争上の優位性を脅かしたり、セキュリティ上の問題を引き起こしたりする可能性があります。こうした情報を保護するための IBM のすべての保護手段に従い、IBM により許可された場合のみ機密情報を共有するようにしてください。

2.4 不注意による開示の回避

IBM の所有か他社の所有かに関係なく、専有情報および機密情報の不注意による開示を避けるように注意しなければなりません。家族や友人などの情報を受領する権限がない人と話をしたり、彼らに聞こえる距離でこの情報について話をしたりしてはなりません。家族や友人は、悪意の有無に関わらず、第三者に情報を開示してしまう可能性があります。

覚えておきましょう



IBM の専有情報とは、IBM が所有している何らかの情報であり、以下のものが含まれます。

- 現在および将来の製品、サービス、研究開発または関連する社内のポリシーやプロセスに関する情報
- 潜在的な事業買収または事業売却、未発表の戦略や見通しなど、ビジネスプランや見通しに関するもの
- 収益その他の財務データ
- オブジェクトコード形式またはソースコード形式のソフトウェア
- 当社のオンラインリポジトリとデータベースの中にある情報

重要ポイント！



録音または録画は、専有情報や機密情報の不適切な開示、適用法の違反、他人のプライバシーの侵害にあたる可能性があります。法律で明示的に許可されている場合を除き、正当な業務上の必要性があり、事前に管理職からの承認を得ていない限り、職場で IBM の機密情報や専有情報、ビジネス上の話し合いなどを録音または録画することはできません。ただし、Webex 録画ガイドライン ([こちら](#)) に従って Webex 録画機能を使用することは可能です。会話（ライブ、電話、Webex など）を、すべての参加者に通知せずに密かに録音しないでください。

専有情報や機密情報を意図せず受け取った場合、どうすればよいでしょうか？



IBM が情報を不正に流用したり誤用したりしたという批判が一切生じないように、慎重に対処しなければなりません。専有情報を含む迷惑メールを受信した場合の対処方法についての質問は、IBM の弁護士に問い合わせてください（電子メールは転送しないようにしてください）。

2.5 サイバー攻撃の脅威に対する防衛

IBM のお客様などの第三者は、IBM を信頼してデータやその他の資産を IBM に委ねており、IBM は、IBM のデータや資産と併せて、第三者のデータや資産を保護することにおいて皆さんを頼りにしています。

IBM の情報セキュリティポリシーに違反すると、IBM の資産やお客様のデータなどの他社の資産が危険にさらされます。サービス提供を改善するために作業手順の回避や短縮を選択する、承認されていない第三者ソフトウェアをダウンロードするなどの行為は、たとえ善意であっても、IBM とお客様のセキュリティポリシーの違反や IT やデータに関するセキュリティ違反につながる可能性があります。

IT やデータに関するセキュリティ上の問題やインシデント、または IBM や他社に帰属するデータを含む資産の損失に気付いた場合や、その疑いを持った場合は、直ちに IBM ヘルプデスクに電話し、「**サイバーセキュリティ・インシデント**」オプションを選択して報告しなければなりません。

2.6 資産、ビジネス上の利益および社員の保護

私たちは、IBM および他社の資産を保護することにおいて皆さんを頼りにしています。

IBM は、皆さんによる IBM 資産の使用を私的使用として扱いません。したがって、皆さんが私的と考えるいかなる個人的所有物、メッセージ、情報を IBM の資産に保管すべきではありません。

IBM 社員、IBM の資産および IBM のビジネス上の利益を保護するために、適用法に基づいて、IBM はいつでも以下のことを行う権利を留保します。

- IBM 資産、および IBM 業務の遂行や IBM 資産の保存に使用されるスマホやポータブルストレージメディアなどの個人所有の電子機器（BYO デバイス）の使用の検査や、オフィスやワークスペース、IBM 施設に持ち込まれたかそこから持ち出そうとしているブリーフケースやバッグなどの個人所有物の検査



- › 目的の如何を問わず、合法的な手段により、いついかなる場合でも、電子機器またはシステム（IBM 資産が BYO デバイスかにかかわらず、コンピュータ、電話、その他のシステムなど）内の社員のコミュニケーション（電話による会話や送信、電子メール、テキスト、Slack メッセージやその他のコラボレーションプラットフォームのインスタントメッセージ、またはインターネットアクセスやインターネットの利用のすべてを含む）、記録、ファイル、およびその他のアイテムを、技術的なまたはその他の手段による検査、監視、傍受、復旧、検証
- › IBM 資産の使用、アクセス（BYO デバイスを通じての使用、アクセスを含む）を終了させること

皆さんは、IBM による検査と IBM の決定に協力することが期待されています。IBM は、適用法で認められる範囲内において、外部の弁護士、アドバイザーまたは法執行機関を含む他者と情報やデータを共有することがあります。マネージャーまたは他の社員の事前の承認なしに、他の社員の電子メールや電子ファイルを含むワークスペースにアクセスしてはなりません。

IBM 資産および社員の個人資産へのアクセスに関する追加情報は、[財産と情報へのアクセス](#)を参照してください。



重要ポイント！



データ、専有情報、機密情報などの IBM 資産と、他社の資産を保護するには、以下の予防措置を講じます。

- › **IBM の情報セキュリティポリシー**、管理およびプロセスに従います。
- › 絶対にパスワードを他者に教えないください。
- › ノートパソコン、携帯電話、サーバー、スマートフォンやポータブルストレージメディアなどの個人所有の電子機器など、IBM の業務目的で使用されるすべての機器を、**IBM ポリシー**の条件に基づいて登録します。
- › 医療情報等の特定の種類のデータに適用される特別な法律やその他の要件に従います。
- › 定期的な IBM サイバーセキュリティ研修に参加します。
- › 個人アカウント（電子メール、インスタントメッセージ、ソーシャルメディア、クラウドストレージ、テレビ電話など）を使用して IBM の業務を行わないください。
- › 社員および業務委託先の正確かつ最新の記録を維持し、アクセス認証情報が適切であることを確認します。
- › サプライヤーが IBM のデータにアクセスする必要がなくなった場合は直ちに、サプライヤーの IBM のデータへのアクセスを削除するか、あなた自身がデータを削除（またはサプライヤーに削除するよう指示）します。

2.7 個人情報の管理

IBM は、社員のプライバシーを真摯に取り扱います。すべての国にデータ保護法があるわけではありませんが、IBM には、個人情報を使用、処理、保管する場所にかかわらず、個人情報を保護することを目的とした**プライバシーおよびデータ保護**ポリシーがあります。プライバシーに関する法令と IBM プライバシーポリシーを常に遵守しなければなりません。

IBM のビジネスプロセス、管理、システムは国境を越えます。事業を運営し、社員の雇用情報を管理するためには、適用されるデータ保護法に従わなければなりません：

- IBM と IBM が承認した会社および個人は、報酬、技能、IBM 資産の使用、医療情報や福利厚生情報など、社員に関する個人情報を収集および使用します。
- IBM は、この情報を、健康保険会社など、知る必要のある人々と共有することがあります
- IBM および IBM が認定した会社が、IBM 社員の個人情報を、IBM が事業を行っている国で IBM が認定した会社または個人に移転することがあります。

皆さんが業務の一環として、他者の個人情報にアクセスする場合、そのような個人情報は、皆さんが業務遂行のために必要な範囲に限り、また管理職の指示やコーポレート・ダイレクティブに従って使用することができます。個人情報を取り扱う場合は、可能な限り匿名化し、リスクを最小限にすべきです。

- 医療情報や財務情報等の一部の個人情報は、特に慎重に扱うべきであり、法令上より厳しい条件に従わなければなりません。
- 皆さんの雇用期間中も退職後も、IBM の内外を問わず、個人情報を知るべき正当な必要性がない人に開示してはいけません。

個人情報の誤用、紛失、盗難、不正アクセスに気が付いた場合やその疑いを持った場合は、直ちに報告してください。IBM ヘルプデスクに電話し、「サイバーセキュリティ・インシデント」のオプションを選択してください。

2.8 IBM を退職する場合

IBM 資産と資料は IBM に属しており、個人的な目的で使用することも、次の勤務先で使用することもできません。資産と資料には、雇用期間中に開発または作成するソフトウェア、ハードウェア、データ、その他の情報や資料（従業員データ、財務情報、マーケティングデータ、コード、プロジェクトファイル、製品やプログラムの設計など）が含まれます。

定年退職を含め、何らかの理由で IBM を退職する場合は、BYO デバイス上に保存されているものを含め、すべての IBM 資産と資料を、IBM に返却しなければなりません。退職時に、どのような IBM 資産や資料も、物理的または電子的に移動させることはできません。例えば、IBM 資産や資料を IBM Box やその他の IBM リポジトリから個人のデバイスやオンラインストレージに転送しないでください。

BCG に違反する目的で、または次の勤務先を支援するために、IBM 資産や資料を開示または使用することはできません。皆さんが IBM を退職した後も、IBM は皆さんが IBM 社員として作成した知的財産を引き続き所有しています。

3



インテグリティとは

私たちが知的財産権を尊重すること

3.1 IBM の知的財産の保護

IBM 社員は IBM の知的財産へアクセスすることができ、またその開発を行うこともできます。知的財産には、発明、ソフトウェア、出版物、ノウハウ、その他の関連する資料などが含まれます。IBM は自社の知的財産を重要視しており、これがオープンソースプロジェクトへの寄与と専有ソリューションの両方において、当社の開発やイノベーションの取り組みに対する保護、信頼性、価値の提供に役立つと考えています。

皆さんは IBM 社員として、知的財産について、適用法および IBM との雇用契約に基づく特定の義務を負います。これには、当社の「**On Your Own Time - Guidelines for Developing IP (ご自身の時間で - 知的財産の開発に関するガイドライン)**」に従って経営陣が別途の承認を行わない限り、皆さんが IBM 社員である期間中に開発する、IBM の現行または将来的な事業活動に関連する知的財産に関する権利の IBM への譲渡が含まれます。特許やその他の知的財産権の申請を行う前に、IBM の弁護士に相談してください。



外部の標準化団体に参加することはできますか？



ワールドワイド・ウェブ・コンソーシアムや国際標準化機構のような外部の標準化活動に参加（IBM がすでに関与している団体での新しいプロジェクトか新規の団体でのプロジェクトのいずれの場合も）した場合、競争法の違反となったり、知的財産権を失ったりするリスクがあります。標準化活動に参加する前に、**スタンダーズ・アクティビティ・レビュー (SAR) プロセス**に従ってください。

3.2 第三者ソフトウェア、アプリ、クラウドベースのサービスおよびデータの使用

当社の社員とビジネスを保護するために、IBM は、IBM 社員による第三者ソフトウェア製品（アプリを含む）、オープンソースソフトウェア、クラウドベースのサービス、**生成 AI ツール**、およびデータ（総称して、「第三者製品」）の使用を制限しています。

一部の第三者製品（オープンソースソフトウェア、社外のオンライン言語翻訳アプリまたはツールなど「無料」または無償で入手可能なものを含む）は、IBM のセキュリティ要件を満たしていないものがあり、IBM のネットワークを脅かしかねないマルウェアを含んでいる可能性もあります。それらには、IBM が遵守できないライセンスや使用の条件がある場合があり、それにより、IBM が他社からの監査を受ける、ライセンス料およびその他の知的財産権の請求を受けることもあります。

注意！



一部の第三者製品のデフォルト設定は「公開」に設定されています。つまり、皆さんの行動や投稿したものはインターネット上で他の人に見られる可能性があるということです。これにより、IBM や他社の専有情報や機密情報が失われる結果となる可能性があります。IBM のセキュリティガイドラインに基づき、適切なセキュリティおよびプライバシーの設定が使用されていることを確認しなければなりません。

IBM のビジネス目的のために使用する第三者製品を取得する正しい方法は何でしょうか？



以下のことが容認されています：

- 定められた調達手続きを使用して、調達部門を通じて購入する。または
- w3 上または外部のアプリケーションストアを通じて、承認された IBM のソースから、IBM の指示に従って取得する。

皆さんが IBM 提供のデバイス（ノートパソコン、タブレット、スマートフォン）または BYO デバイスのどちらを使用している場合でも、IBM が第三者製品の使用を承認し、IBM が皆さんの意図するとおりにそれらを使用するためのライセンスを付与されている場合のみ、それらの第三者製品を IBM のビジネス目的に使用してください。オープンソースソフトウェアを使用する場合は、**IBM の Open Source Participation Guidelines** にも従うようにしてください。一部の第三者製品は特定の用途では承認されていても、他の用途では承認されていない場合があります。適用される制限事項を必ず理解してください。

3.3 オープンソースソフトウェアの使用

IBM には、オープンソースプロジェクトに貢献し、使用してきた長い歴史があります。オープンソースに関わることは、IBM とお客様にとって多くのメリットがありますが、価値を最大化し、サイバーセキュリティと知的財産の両方のリスクを管理するために、IBM ガイ



ドラインに従って責任を持って行う必要があります。ソフトウェア開発者、オファーマネージャー、プログラママネージャー、研究者など、オープンソースソフトウェアを使用したり、これに貢献するすべてのIBM社員は **IBM Open Source Participation Guidelines** に従わなければなりません。

3.4 モバイルデバイス向けアプリケーションの開発

モバイルデバイス向けのIBMアプリケーションを作成する場合は、**IBM Mobile Development Guidelines** に

知っていますか？

インターネットでコンテンツ、画像、その他のファイルを簡単に無料ダウンロードできますが、注意が必要です：これらには通常、ライセンス制限がかかっています。ダウンロードするコンテンツ、画像その他のファイルに関する条件を完全に理解し、従うようにしてください。

従わなければなりません。特定のデバイスにアプリケーションを配布するためのルールは厳格です。何が許可されているかを確認してください。開発キットまたは承認を受けていないその他のツールを使用する場合は、マネージャーの事前承認が必要です。

3.5 商標およびドメイン名の保護

商標とは、会社や製品またはサービスを識別したり区別するために使用される単語、名前、記号、デザインであり、これらは貴重な資産です。IBM および他社の商標を適切に使用し、必要な場合には他社の商標であることを表明します。ガイダンスについては、**IBM の著作権および商標に関する情報**を参照してください。

最初に**ツール命名手順**を経ることなく、単語、名前、記号、デザインを商標として開発したり、使用したりしないでください。さらに、**Corporate Webmaster** からの承認なしに、直接または第三者を通して、IBM を代表してドメイン名を登録したり、インターネット上で利用可能なIBMのWebサイト（IBM.com 以外の）を作成したりすることはできません。

4



インテグリティとは

私たちが正直で、正確で完全
であること

4.1 正直であること

ルールは単純です：誰に対しても誤解を招くような発言や不正直な発言をせず、倫理に反する行為、詐欺行為、違法とみなされる行為を絶対に行わないことです。

4.2 情報の記録と報告

IBM 社員として、私たちは IBM と他者に、業務に要した経費の精算、お客様のプロジェクトでの作業時間、証明などの情報やデータを定期的に提供しています。

当社は、正確で完全に正直な情報を記録し、報告することにおいて、IBM 社員の皆さんを頼りにしています。

さまざまな法律の下で、IBM は正確な会計帳簿を維持することが義務付けられています。虚偽の情報により、皆さんと IBM の両方に対しての民事的および刑事的責任が追及され、入札、製品の輸出入および事業を継続する許可を含むビジネス上の特権を失うこともあります。

覚えておきましょう



報告書に虚偽の内容を記載することも、重要な事実を省略することも、どちらも不正です。

正確、完全かつ正直な情報を記録し報告しなければなりません。決して受領者の判断を誤らせたり、誤解させたりすることを意図する情報を報告してはなりません。

情報の正確性や完全性に疑義がある場合は、憶測に頼らないでください。助けを求めてください。

IBM や他社に記録した情報や報告が間違っている、または誤解されたと思われる場合や、レビューしている他者が提出した情報が間違っていると思われる場合は、すぐにマネージャーと IBM の弁護士に通知し、適切な次のステップを決めなければなりません。

注意！



不正直または詐欺的な報告の例としては、次のようなものがあります。

- › 虚偽または不正確な経費精算書を提出すること
- › 作業時間数を不正確に記録することや、作業時間（または IBM ガイドラインに基づく残業時間）の報告を怠ること（お客様に請求したかどうかにかかわらず）
- › IBM のツールまたはプロセスに不正確な情報を提出すること
- › 調査、監査、その他のレビュー中などを含めて、不正確または不完全な情報を IBM や他の当事者に提供すること
- › 政府機関に提出する外部報告書やその他の文書に虚偽のまたは誤解を招く記述をする（または重要な情報を省略する）こと

知っていますか？

労働対価の請求は、請求する時間をお客様に報告するか、社内の目標に照らして評価するかにかかわらず、常に正確かつ正直に行ってください。過大や過少に報告しないこと。正確に報告してください。労働時間を請求する適切な方法がわからない場合は、マネージャーに問い合わせるか、**AskHR** にアクセスしてください。

注意！



口頭で合意や確約をしたり、未承認の確約や裏取引を書面にして締結したりしないでください。

4.3 会計・財務管理および報告についての理解

公開会社として、IBM は厳格な会計原則と基準に従い、財務情報を正確かつ完全に報告し、当社の会計および財務報告が法律を遵守していることを保証するための適切な内部管理体制と手順を確立しなければなりません。会計および財務報告法の違反は、相当な罰金、刑事罰、懲役につながる可能性があります。

重要ポイント！



IBM は収益を正確に計上しなければなりません。IBM の標準支払条件からの逸脱、非標準的な保証、取引における偶発事象、慣習的な注文手続きからの逸脱など、収益の計上に影響を及ぼす可能性のあるすべての要因については、IBM 経理、マネージャーまたは CFO チームと必ず話し合ってください。

会計および財務報告の規則では、収益、コスト、経費、資産、負債、キャッシュフローを適切に記録し、会計処理することが要求されています。これらの分野を担当している場合や関与している場合は、これらの規則を理解し、それに従わなければなりません。これらの規則ではまた、他者が何らかの情報を不正確に記録または報告したり、虚偽のまたは誤解を招く財務報告を作成したりすることを援助することも禁じられています。お客様、サプライヤー、IBM ビジネスパートナーを含む他社に、彼らの収益、コスト、経費、資産、負債の記録や報告方法について、決してアドバイスを提供してはなりません。

何らかの不適切または非倫理的な会計報告や財務報告に気付いた場合やその疑いを持った場合は、直ちに IBM 経理、Corporate Assurance and Advisory Services (内部監査) や IBM の弁護士に知らせるか、IBM の他のコミュニケーションチャンネルの 1 つを通して報告してください。

4.4 ビジネス上の確約と承認の取得

IBM は、資産の保護、適切な管理の維持、業務の効果的な遂行を支援するために、承認プロセスと権限移譲のレベルを設定しています。



皆さんはそれぞれの役割に当てはまる承認プロセスと権限移譲のレベルを理解し、それに従わなければなりません。適切な承認なしに、または権限を超えて、価格設定、契約条件やサービス条件の変更など、ビジネス上の確約をすることは許されません。すべてのビジネス上の確約は IBM 経理に報告し、IBM の帳簿と記録の正確性を確保しなければなりません。

4.5 記録の保管

当社の記録は貴重な資産です。記録の保持と廃棄に関しては、常に **IBM Worldwide Record Management Plan** および IBM の弁護士が発行した文書保存命令通知に従わなければなりません。このプランは、ハードコピーと電磁的記録、電子メール、Wiki、ブログ、アプリ、コラボレーションツール（IBM ネットワーク上か他社ネットワーク上かに関係なく）上にある記録を含む、あらゆる記録媒体に保存された情報にも適用されます。

重要ポイント！



IBM の社内プロセスや管理は、正しく事業を行うために実施されます。皆さんの行動にどの IBM プロセスや管理が適用されるか理解するようにしてください。不確かな場合は質問してください！プロセスや管理が不明瞭に感じる場合や改善が必要だと思う場合は、マネージャーやプロセス責任者、またはトラスト・アンド・コンプライアンスに相談してください。

免除の承認を受けない限り、プロセスや管理を省略しないでください。他の人が省略しているところを目撃した場合は、指摘するようにしてください。お客様やその他の第三者が IBM（または彼ら自身）の管理を省略するよう依頼してきた場合や、彼らがそうするためのサポートを依頼してきた場合は、マネージャーに報告してください。

5



インテグリティとは

倫理的に競争し、ビジネスを勝ち取り、他者を扱うこと

5.1 IBM の外部企業との関係

販売、購入、または IBM をその他の立場で代表しているかに関わらず、業務取引は倫理的かつ合法的に行わなければなりません。皆さんの行動は、IBM の競争力、評判、適用法令の遵守に直接的に影響する可能性があります。

IBM は、下請業者、サプライヤー、コンサルタント、代理人、IBM ビジネスパートナー、競合他社などの他社と恒常的に連携し、頻繁にこれらの会社と複合的な関係を築いています。これらの関係を理解し、当社のガイドラインに従って行動しなければなりません。

社外の関係者と協働することによりリスクが生じることがあります。代理人、コンサルタント、IBM ビジネスパートナーなどの社外の関係者の不正行為に対して IBM が責任を問われることがあります。例えば、ビジネスパートナーが賄賂やリベートを支払ったり受領したりすることを知っている場合や、そのように思われる理由がある場合、たとえ IBM がそれを許可または容認していなくても、IBM の責任が問われることがあります。当社は、社外の関係者に対して、IBM のガイドラインに従い、高いインテグリティの基準を満たすよう要求しています。皆さんが、社外の関係者が倫理に反する行動や違法な行動をしていることに気付いた場合やその疑いを持った場合は、直ちにその懸念を IBM の弁護士に、または IBM のコミュニケーションチャンネルの 1 つを通じて報告してください。

5.2 政府機関および政府関連企業（GOE）との関係

IBM は、さまざまな方法（IBM のお客様、サプライヤー、コンサルタント、IBM ビジネスパートナーなどとして）で、政府が所有または支配する機関（「GOE」）と関係を持っています。GOE には政府機関と国有企業が含まれます。

政府機関には、中央政府や地方自治体を問わず、省庁、部局、支部、独立行政法人、公的企業、および以下のものが含まれます。

- › 政府所有または支配の学校、病院、公共施設、電気・ガス・水道等および公共サービスを提供する団体
- › 国連または世界保健機関などの国際組織
- › 公共調達法に基づいて調達する事業体

その他、非公開企業または上場企業であっても、GOE や政府の職員によって所有、支配、組織、資金拠出されている国所有の企業政府の職員には、GOE の役員と職員、それらを代理する正式な資格を持つ個人や団体が含まれます。

GOE、その代表者、政府の職員、その家族との取引は、ビジネスやコンプライアンスに関連した固有の問題を提起します。これら諸問題に対処するため、皆さんは IBM の確立されたプロセスと管理手順に従わなければなりません。皆さんには、マーケティング活動や販売活動などの営業活動に従事する前に、相手方当事者が GOE や政府の職員（またはその家族）であるかどうかを判断する責任があります。不明な場合は、推測に頼らないでください。

知っていますか？

所有の状況だけでは組織の分類は決定できません。以下を自問してください。

- › その組織の職員は公職者や公務員でしょうか？
 - › 例えば、政府機関や GOE が、取締役や上級管理職を任命する権限や規則を通じて、組織を「支配」していますか？
 - › 事業資金を政府機関が出資していますか？
- これらの質問のいずれかに対する回答が「はい」である場合、その組織は GOE であると考えられます。

5.3 サプライヤーとの関係

IBM は世界中の数多くのサプライヤーと連携し、社内での使用とお客様のエンゲージメントをサポートする目的で調達業務を行っています。一般的に、サプライヤーからのすべての購買は、委任が行われていない限り、IBM の Global Procurement が交渉、締結、管理する必要があります。

複数のサプライヤーの中から選定する場合は、あなたが調達のプロフェッショナルであるか、購買決定に関わる業務担当者であるか、また大口・小口であるかに関わらず、公平な視点から最適な取引先を決定します。

特定のサプライヤーに特別待遇を与えるように影響力を行使したり、行使しようとしてはなりません。たとえそう見えただけでも、確立された手続きの公正性を損なうおそれがあります。同様に、第 7.2 項の原則に従うことで、調達取引における利益相反を回避してください。

原則として、IBM は互恵取引を行いません。当社の製品の高い基準を維持するためには、購買の決定は、品質、価格、サプライヤーの信頼性に基づいて行う必要があります。また、互恵取引が違法になることもあります。

もちろん、IBM のお客様が IBM のサプライヤーとなることもあり、場合によっては IBM がサプライヤーと他の関係を持つことが適正である場合もあります。例えば、IBM が事業の一部を売却する場合、IBM は売却した事業分野の製品を売却先の企業から購入することがあります。互恵取引に関する質問は、**IBM 調達部門**に直接問い合わせてください。

5.4 IBM ビジネスパートナー、再販業者およびその他との関係

IBM ソリューションの販売と導入作業の支援を受けるために、IBM は IBM ビジネスパートナー、独立系ソフトウェアベンダー、再販業者、システムインテグレーターなど多くの他社と関係を持っています。

これらの他社と一緒に業務を行う場合は、**IBM ビジネスパートナーと仕事をするためのガイドライン**など、該当する販売、マーケティング、サービスのガイドラインに従わなければなりません。また、政府機関およびその他の GOE と取引する場合は、IBM ビジネスパートナーなどの当事者に対する固有の要件を理解し、それを遵守しなければなりません。

5.5 競合他社への対応

競争法（独占禁止法、反トラスト法、公正取引法、反カルテル法とも呼ばれる）は、市場における競争機能への干渉を防止するためのもので、当社が事業を展開するほぼすべての国に存在します。

注意！



競合他社の社員と競合情報を交換することは、犯罪となる場合があります。

禁止されている行為には、他社と共謀して価格を固定する、営業活動地域を分割する、業界を違法に独占する、支配的地位を悪用するなどがあります。

競合他社との接触には特別な注意が必要です。価格ポリシー、契約条件、コスト、在庫、マーケティングプラン・製品プラン、市場調査・市場研究、生産計画と能力、お客様や営業活動地域の割り当てなど、専有情報や機密情報に関する議論や協業は避けなければなりません。そのような議論は違法となることがあります。

競合他社から禁止されている議題が提起された場合は、直ちに会話を中止し、競合他社側にこれらの問題については話し合わないことを伝えてください。競合他社が禁止されている議題について議論し続けた場合は、会議の席から立ち去り、直ちに IBM の弁護士に事態について報告してください。

競合他社との協業によりリスクが生じます。そのような活動に適用される規制について理解し、禁止されている議題を避けることは、皆さんの責任です。競合関係にある IBM ビジネスパートナーなどの競合他社と協業する前に、事前にマネージャーの承認を得て、IBM の弁護士に相談してください。

5.6 倫理的に競争する

IBM は自社の製品とサービスを、それぞれが持つ価値に基づいて販売しています。ビジネスを伸ばすためには激しく競争しなければなりません。どんなに競争の激しい環境であっても、常に倫理的に、当社のポリシーと法律を遵守しなければなりません。

IBM およびその製品、サービス、または競合他社を含む他社、その製品やサービスについて虚偽の発言や誤解を招く発言は絶対にしてはなりません。常に正確で完全に誠実であることが必要です。競合他社との比較をする場合、それが実証済みであることを確認してください。国によっては、比較広告が禁止されていたり制限されていたりすることがあります。



競合他社とのコミュニケーションが許容されることもありますか？



はい。IBM とその競合他社は、法律に違反することなく、一般的な事項を議論する会議や事業者団体会議に参加することができます。その他の容認される接触としては、当業界の他社への販売や他社からの購入、および承認された入札への共同参加などがあります。IBM 社員は、IBM の専有情報に関し適切な注意を払うことで、競合他社とともにオープンソースコミュニティや標準化機関 (Standards Development Organizations) に参加することができます。

注意！



お客様やその他の人から競合他社の機密情報（価格提案など）を、手違いによりまたは意図的に受領した場合は、それを確認しない、広めない、その他の方法で使用しないこと。その代わりに、直ちに IBM の弁護士またはトラスト・アンド・コンプライアンスに連絡して、対応方法の指示を仰いでください。

5.7 他社に関する情報の収集と使用

今日の激しい競争環境において、当社の競合他社のオファーがどのようなものであるか、IBM 社員が知り、理解することは重要です。当社の競合他社のオファーに関する情報を取得する際には、**コーポレート・インストラクション IPL130 (IBM 以外のオファー (製品またはサービス) へのアクセス)** に従ってください。IBM は当社が事業を共に行ったり、採用したりする競合他社を含む個人や企業に関する情報を収集することもあります。IBM では、与信の付与、サプライヤーの評価、当社の製品、サービス、メソッドの評価など、正当な情報源から正当な目的でこの種の情報を適切な方法で収集しています。

機密情報の収集、営業秘密や機密情報の取得などを目的として、盗聴、監視、ハッキング、贈収賄、窃盗、侵入、ソーシャルプラットフォームの悪用、なりすまし電話詐

欺などの不適切または違法な行為に関与したり、これを助長したりしてはなりません。そのような情報を収集するために、競合他社の従業員を引き抜いたり、報酬を支払ったりしてはなりません。ある情報が、不適切または不法に取得された可能性があると思われる理由がある場合は、そのような情報を受け取って使用してはなりません。

他の組織や個人に関する情報は、極秘情報として慎重に取り扱ってください。その情報は、適切な状況下において、アクセス権の提供条件に則して使用してください。情報の内容を知る正当な理由がある人物にのみ開示しなければなりません。組織や個人を特定できないようにするため、可能な限り、情報を集約または匿名化しなければなりません。

重要ポイント！



IBM はお客様の価値あるデータを管理しています。**IBM Principles for Trust & Transparency (信頼と透明性に関する IBM の原則)** に記されている信頼、透明性、プライバシー、倫理は、顧客データやインサイトの取り扱いや、人工知能製品やサービスを含む新しいテクノロジーの責任ある開発・展開において指針とすべきものです。該当する IBM の製品、サービス、社内活動の設計、調達、開発、提供、運営ライフサイクルにおいては、**デザインに基づくテクノロジー倫理の実現に関するコーポレート・ダイレクティブ** に準拠します。

6



インテグリティとは

法的義務を果たすこと

6.1 腐敗行為からの保護

IBM は、いかなる種類の贈収賄もリベートも禁止しています。ビジネスを獲得、維持するため、またはその他の利益を得るために、賄賂、リベート、その他の不適切な利益となる価値のあるものや、そう判断されかねないものを絶対に他人との間で授受しないでください。また、個人や企業と IBM との関係に不適切な影響を与えようとししないでください。また、代理人、委託先業者、コンサルタント、IBM ビジネスパートナー、業界団体、サプライヤーなどの第三者を介しても、そのような支払いや利益の提供を行ってはいけません。

同様に、当社は、サプライヤー、IBM ビジネスパートナー、代理人、業務委託先、コンサルタントなど、当社の取引先が、賄賂やリベートの授受を拒否することを期待しています。

「価値あるもの」とは何ですか？



価値あるものとは文字通りの意味です：金銭、食事、贈り物、接待、交通手段、旅行、宿泊施設、イベント入場料、慈善寄付、雇用やインターンシップ（有給、無給を問わず）をすべて含みます。

注意！



IBM ビジネスパートナーやサプライヤーなどの他社と共に仕事をする場合は、次のような腐敗や贈収賄の警告サインに注意を払います。

- › 記録内容の不一致または説明のない支払い
- › 大幅な値引きや高いマージン、または異常に高い価格
- › 業務を遂行するために必要な能力またはリソースの不足
- › 正当な理由なく取引に関与する当事者
- › 極端に多額の経費
- › 疑わしい人間関係や事業設定

世界中の汚職防止法は、贈収賄を犯罪と規定しています。米国における連邦海外腐敗行為防止法やブラジルのクリーン・カンパニー法などのいくつかの法律は、政府の職員、政府機関やその他の GOE の職員への贈収賄に重点を置いています。英国の賄賂防止法 (UK Bribery Act) などの法律は、民間企業の社員の贈収賄も禁じています。

6.2 ビジネスアメニティと贈り物の授受

IBM では日常的な事業活動において、製品やサービスの販売のため、友好的な関係を構築するため、ビジネス上の関係を強化するために、慣習的なビジネスアメニティ（食事や接待など）や一部の場合では贈り物を授受することがあります。ビジネスを円滑に行うためにビジネスアメニティや贈り物を授受する前に、IBM の手順に従って必要な承認を取得しなければなりません。詳しいガイドランスについては、[Corporate Instruction Fin/Leg168 Business Amenities and Gifts](#) を確認してください。

提供

ビジネスアメニティや贈り物を提供する前にマネージャーの承認を取得します。政府の職員、政府機関やその他 GOE の従業員、一部の国では民間企業の従業員に対し、一定の価値基準を超えるビジネスアメニティを提供

知っていますか？

ヘルスケアの分野では、医師、看護師、病院など、医療サービスの提供者に金銭的利益や価値あるものを提供する際に制限が課されることがあります。これは購買意思決定への不適切な影響を排除することが目的です。「価値あるもの」には、販売契約に付随する業務の契約やコンサルタント・サービスへの支払いも含まれることがあります。事前に IBM の弁護士に相談して、契約の妥当性を確認してください。

する前に、[Compliance with Transportation, Entertainment, and Business Amenities \(CTEBA\)](#) の手続きによりファイナンスと法務の承認を取得しなければなりません。

多くの国では、直接か他者を通してかを問わず、政府の職員、政府機関やその他の GOE、場合により民間企業の従業員や代理人に、ビジネスアメニティや贈り物を提供することが制限されています。価値あるものを提供する前に、勤務地に適用される贈収賄防止法、倫理規定、贈り物などに関連する法律を理解しておかなければなりません。質問がある場合は、推測に頼らないでください。マネージャー、政策渉外、IBM の弁護士、または、トラスト・アンド・コンプライアンス担当者に相談してください。

雇用とインターンシップ：IBM に対するビジネス上の優位性や優遇措置を獲得することを目的で、雇用やインターンシップを約束したり提供してはなりません。採用は、IBM 人事の該当ポリシーや手順に従って行われなければなりません。

慈善寄付：IBM として慈善寄付や贈与を行う場合は、IBM の企業の社会的責任に関するポリシーと手順に従わなければなりません。これには、非営利団体が主催するイベントの後援、イベントでのテーブルの購入などすべての寄付行為が含まれます。IBM がビジネス上の優位性や優遇措置を受けるために、慈善寄付をしたり、誰かに IBM の代理として寄付を行うように依頼したりしてはなりません。

受領

皆さんやその家族であっても、IBM のビジネス上の意思決定に影響を及ぼしうる、または外見上そのように見えるような、金銭、贈り物、紹介料、食事、接待、交通費、旅行、その他のビジネスアメニティを、直接または第三者を通じて受け取ってはなりません。皆さんやその家族が、一方的に贈り物やビジネスアメニティ（金銭を含む）を受け取った場合は、マネージャーに通知し、受領した金銭や物品の返却や廃棄を含む適切な措置を講じなければなりません。

6.3 マネーロンダリングおよびテロ活動への資金提供の回避

マネーロンダリングやテロ活動への資金提供を禁止する法令を遵守しなければなりません。IBM は、不適切な活動や疑わしい活動を防止し、それを検出するためのポリシーやプロセスを実施しています。IBM の業務で金銭を取り扱う責任を負う社員は、マネーロンダリング、テロ資金供与、その他の犯罪行為を防止すべく、当社の資金、製品、サービスを保護しなければなりません。

疑わしい取引や支払いに気付いた場合、マネージャー、IBM の弁護士、該当する場合は現地の IBM のマネーロンダリング防止担当者に、または IBM コミュニケーションチャンネルを通じて報告しなければなりません。

注意！



次のような疑わしい取引に注意してください。

- › 契約で指定された通貨以外の通貨での支払
- › 過剰支払いと返金依頼
- › 取引に無関係な当事者や国との間での不自然な送金

6.4 官公庁への販売

官公庁の調達に適用される法律は、政府機関やその他 GOE に対して販売される製品やサービスが、買い手のために公正かつ妥当な価格で調達されることを保証する目的で設計されています。官公庁調達に関する規則とプロセスは複雑で、多岐にわたります。適用される規則とプロセスを特定し、遵守することは社員の責任です。

- › **随意契約**：IBM は、お客様が競争的調達規則の例外を適用し、IBM がその例外に不適切に影響を与えていない場合に限り、随意契約を受け入れます。すべての随意契約となる案件について、事前に IBM の弁護士または契約推進と一緒に検討し、各国で適用される随意契約による調達のガイドラインを遵守しなければなりません。
- › **情報へのアクセス**：公示されていない、全入札者に公開されていない、または情報が使用制限の対象になっている、口頭または書面による情報（事前の要請書や入札書類、政府の計画書、予算書類を含む）を直接的または間接的に入手してはなりません。競合他社の入札に関する情報や、政府機関やその他の GOE の意思決定プロセスに関する非公開情報を要求したり、入手したりしてはなりません。入手した情報が適切であることを確認するのは社員の責任です。入手した情報に関して不明な点がある場合は、IBM の弁護士に問い合わせてください。
- › **入札前の活動**：調達案件に関して政府機関と連絡をとる際には注意が必要です。必ず、政府機関が指定した担当者を通じて連絡を取ります。たとえ依頼を受けた場合であっても、官公庁のお客様の代わりに入札要綱を作成してはなりません。また、官公庁のお客様に、ホワイトペーパーなどの匿名資料を提供したり、入札結果が IBM に決定する前に契約書を締結するよう働きかけたりしてはなりません。その結果、以降の入札から除外される恐れがあります。

- ▶ **採用とビジネスチャンス:** 入札前または入札期間中に、調達計画や入札の決定に関与する官公庁の職員（またはその家族）に個人的に利益をもたらす可能性のあるビジネスチャンスや雇用機会について話し合ってはなりません。IBM が落札する前後、および、政府機関での雇用期間中や雇用期間終了後も引き続き、倫理上の制約や法的制限が適用されることがあります。
- ▶ **契約要件を満たす:** IBM が、IBM の側で承諾できる条件による注文書等の有効な発注を受けていない限り、政府機関やその他の GOE のお客様に製品やサービスの出荷、提供、代金請求をすることはできません。
- ▶ **代理人やコンサルタントの使用、競合他社との協働:** 官公庁調達の案件において、代理店やコンサルタントを利用する場合は、事前に IBM の **Global Procurement** および IBM の弁護士による承認が必要です。官公庁の案件で競合他社とチームを組む場合、ある程度のリスクを伴うことがあります。IBM の弁護士に相談してください。
- ▶ **成功報酬:** 成功報酬は、一方の当事者のためにビジネスを確保してもらうために、その当事者が他方の当事者に支払う手数料です。一部の国では、政府機関やその他の GOE との取引が成功した場合の成功報酬の支払いや受け取りが禁止されています。成功報酬や別な形のインセンティブ報酬に同意する前に、IBM の弁護士およびファイナンスの承認を受けてください。

注意！



現職政府職員と元政府職員は、雇用について IBM と話す前に、政府の承認を必要とする場合があります。国や地域によって要件が異なります - IBM の弁護士に確認してください。



何か疑問な点があれば、助けが必要であれば、またガイドラインや官公庁調達に関する法令の違反に気づいた場合やその疑いがある場合は、マネージャー、IBM の弁護士、契約推進またはトラスト・アンド・コンプライアンスに相談してください。

6.5 ロビー活動

立法、政策、または政府の行為に影響を及ぼすことを目的として政府職員との何らかの接触を行うことは、政策問題への意見を求める政府からの要請への回答の提出を含め、ロビー活動とみなされます。法律によっては、政府機関のお客様に向けた通常のマーケティング、調達、営業活動がロビー活動に含まれることがあります。関連するすべてのロビー活動および贈り物に関する法律および報告の条件を把握し、遵守する責任があります。ロビー活動を行ったり、コンサルタント、代理人、事業者団体、IBM ビジネスパートナーなどに対して、IBM を代行してロビー活動をする権限を与える際には、政策渉外から事前の承認を得る必要があります。

6.6 IBM 施設への訪問 - 政府の職員および公職の候補者

IBM 施設内での政治活動は許されていません。現職公務員、元公務員、公職の候補者を IBM 施設や IBM 主催のイベントに招待する前に、政策渉外からの承認を受けてください。

IBM は、IBM での講演の仕事に関連して、公務員に対し、旅費の払い戻しや謝礼金の支払いを行いますか？



適用法によって認められていて、IBM 政策渉外の事前承認を得ている場合、IBM は、IBM により承認された講演の仕事に関連して、公務員が負担した実際の合理的な交通費を払い戻すことがあります。通常は、謝礼を支払うことはありません。

6.7 国際貿易に関するコンプライアンス

輸出管理および制裁

IBM は米国の会社であるため、ハードウェア製品、ソフトウェア製品、サービス、ソースコード、技術データおよび技術は、業務内容や勤務場所に関係なく、米国および各国の輸出管理および経済制裁法の規制対象となります。輸出管理および経済制裁法は、多くの IBM 取引（IBM 社内取引、技術移転、お客様、サプライヤー、および機器の製造元メーカーを含む他社との取引など）や、サービスを提供する IBM ビジネスパートナーなどの使用にも影響を及ぼします。IBM の製品、サービス、技術を輸出、再輸出、提供する前に、その仕向け先に関わらず、IBM は、事前に米国および関係国の輸出および制裁関連法令に準じてそれらの品目を提供する許可を取得していることを検証しなければなりません。IBM のすべてのビジネスは、米国輸出管理法プログラム（[こちら](#)を確認）に準拠している必要があります。

防衛関連製品・サービス

IBM が政府機関やその契約先との業務において、軍사용途または防衛関連製品に関連した技術データやサービスの提供（仲介を含む）を含む場合、国際武器取引規則 (ITAR) に基づく Corporate Instruction LER104 (IBM の事業活動) が適用されることがあります。米国の防衛関連製品・サービスを、米国外または米国人以外の人物に移転または開示する場合は、事前に政府の承認が必要です。他国でも、防衛関連製品・サービスの移転および開示について同様の制限が適用されます。

輸入

国際貿易を行う際に、IBM は、全ての輸入に関連する法令およびサプライチェーンセキュリティや信頼に基づくパートナーシッププログラムに基づく IBM の義務などを遵守しなければなりません。有形物の国際移動のほかにも、次のような活動が輸入と関連します。

- › 製造場所、製造プロセス、または供給元の変更
- › 国外への納品を必要とするお客様の活動
- › マーケティング用サンプルやプロトタイプ of 国外への出荷
- › 他国の IBM への販売を目的とした製品の IBM 間価格の計算
- › 製品の原産国の特定
- › 製品の在庫、販売、出荷に関する正確なデータと記録の管理

6.8 ボイコット禁止条件の遵守

IBM および子会社、関連会社やその代理人は、米国と友好関係にある国に対する外国のボイコットに応ずることも、ボイコットを支援することも禁じられています。IBM は、ボイコットを支援するよう要請された場合や、ボイコットに関する情報を提供するよう求められた場合、直ちに米国政府に報告することを義務付けられています。



覚えておきましょう



輸出関連の法律および規制は、以下のものを対象とします。

- › 貨物の輸出、ソフトウェアや技術の移転またはリモートアクセス
- › ハードウェア、ソフトウェア、ソリューションの設計、開発、提供
- › IBM 製品、技術、資産（タブレットやノートパソコンなど）を携行した米国外への出張
- › サプライヤーへの技術仕様と性能要件の提供
- › 米国または居住国から国外への個人的な知識や技術援助の移転
- › 居住国の市民または永住者ではない受領者への IBM の技術の開示

重要ポイント！



IBM の輸入および輸出の管理条件についての質問は、**IBM 輸入コンプライアンスオフィス** および**輸出法管理担当者**に問い合わせてください。

覚えておきましょう



ボイコット関連の要請があった場合は、輸出法管理担当者に連絡してください。ボイコット関連の要請には、特定の国、その市民またはその国で活動する会社が関与する事業を拒否すること、原産地ではないことをあえて明示する証明書を発行すること、または、ボイコット対象国での事業活動に関する情報を提供することなどがあります。

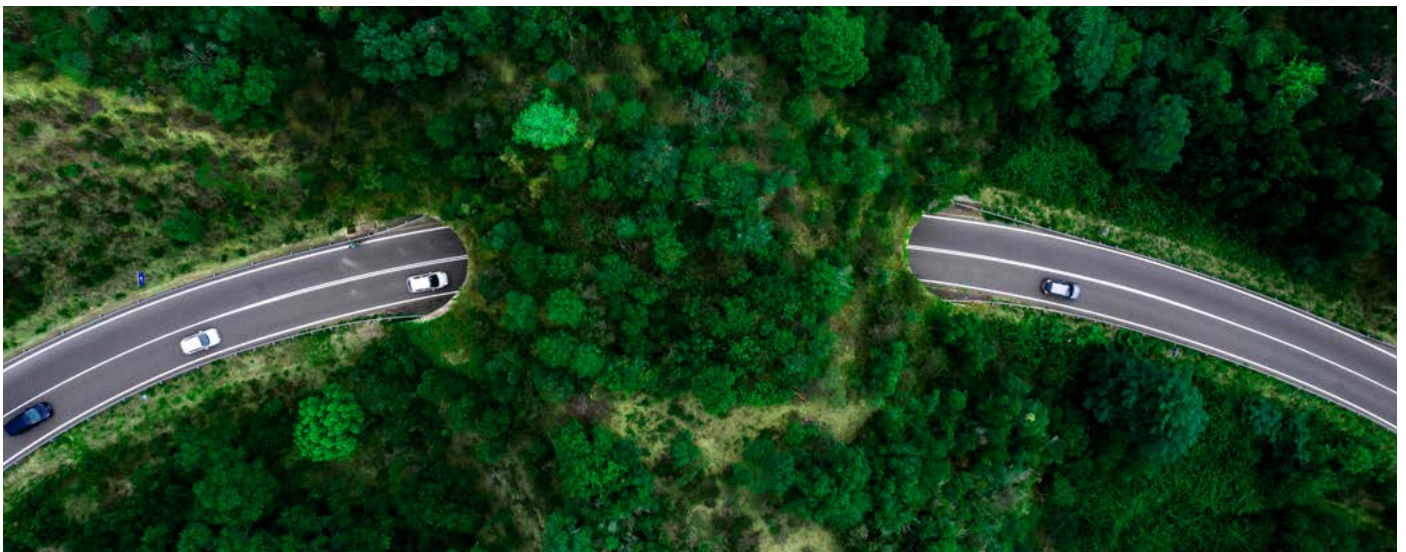
6.9 海外出張に関する規定の遵守

IBM のビジネスのための海外出張により、IBM の内部規定や出張先の国の法律に基づいて、出入国、税、給与、法人税に関する要件や義務が生じる場合があります。

たとえば、通常、他の国で生産労働に従事するには、就労許可や就労ビザなどの有効な就労認可や文書が必要です。海外出張に関する IBM の規定を常に遵守し、正確な情報を **IBM Immigration チーム** に提供してください。これを怠った場合、社員と IBM の双方にとって深刻な結果がもたらされる恐れがあります。

6.10 環境保護

IBM は、環境保護に関し、世界的な先進企業であり続けたいと考えています。自分の業務が、環境に影響を与えかねない場合（廃棄物や物質の環境への放出に関する測定、記録、報告、有害廃棄物の処理など）、必ず、適用される環境規制や許可、IBM の環境ポリシーを遵守してください。環境法の違反、違反の発生や隠蔽を意図した行為に気付いた場合やその疑いを持った場合は、直ちに IBM の弁護士に報告してください。IBM の環境ポリシーおよびプログラムの詳細については、**IBM の Corporate Environmental Affairs and Product Safety** の Web サイトを確認してください。





7

インテグリティとは

私たちの個人的利益と業務上の責任を
区別すること

7.1 勤務時間外の活動

あなたの私生活は、あなたのものです。しかしながら、IBM 社員であるあなたの行動は、仕事中か否かに関わらず、IBM のビジネス上の利益に影響を与える可能性があります。

知っていますか？

他社の取締役、評議委員会、諮問委員会等の委員に就くことは、IBM との利益相反を引き起こす可能性があります。シニアマネジメントおよび IBM の弁護士の事前審査と承認を受ける必要があります。

7.2 利益相反の回避

利益相反が生じるのは、IBM の利益を犠牲にして、個人的な利益を得ようとするときです。覚えておきましょう：個人的利益とは、皆さんにとっての直接的な利益である場合も、家族や親しい友人にとっての利益である場合もあります。皆さんの個人的利益と IBM の利益との間に相反を生じさせる行為やそのように見える行為を回避できるかは、皆さん次第です。どのような現実のまたは潜在的な利益相反でもマネージャーに開示して、利益相反を軽減または排除するための可能な方法について話し合ってください。社員は IBM に対して責任があり、いかなる相反も IBM に有利な方向で解決されなければなりません。

IBMとの取引

皆さんは、いかなる立場（IBM 社員、代理人、コンサルタント、または取締役、諮問委員会、評議会などの

メンバー）であっても、IBM へのサプライヤーとなったり、IBM のサプライヤーのために働くことはできません。ただし、シニアマネジメントおよび IBM の弁護士の事前の承認がある場合はその限りではありません。

また、IBM との取引に関して、サプライヤーに助言を与えたり、サービスを提供した見返りとして、金銭やその他のような利益も受け取ってははいけません。ただし、交通機関、ホテル、レンタカー会社、レストランなどが通常一般に提供する販促割引は受けることができます。

競合他社への協力

競合他社に協力することは明白な利益相反であり、皆さんは、社員、代理人、コンサルタント、または取締役、諮問委員会、評議会などのメンバーとして、いかなる立場でも IBM の競合他社のために働くことはできません。

その他の社外活動への参加

会社の外で、皆さんは、IBM がお客様に提供する技術、ビジネス上の助言、またはその他の製品やサービスに一般的に関連した活動に従事したいと思うことがあるかもしれませんが、例えば、社外活動が IBM のビジネス上の利益と競合したり、IBM の経費で他社の利益を促進したりする場合、他社の仕事を受けて、自分の

覚えておきましょう



副次的な個人使用にのみ、IBM から支給された資産の使用が認められています。また、承認された社外活動があなたの IBM での業務の妨げとなったり、こうした活動に関連して IBM の専有情報や機密情報、または取引先から IBM に委託された情報を使用したりするようなことがあってはなりません。

事業を始めることなど、あらゆる社外活動から利益相反が生じる可能性があります。IBMの事業は新しい事業部門や関心領域に急速に事業を拡大しているため、受け入れ可能な活動の範囲は常に更新されています。IBMの現在または今後の事業と相反または競合する可能性のある社外活動に従事する前に、マネージャーの承認を得ることは皆さんの責任です。

覚えておきましょう：副次的な個人使用にのみ、IBMから支給された資産の使用が認められています。また、承認された社外活動があなたのIBMでの業務の妨げとなったり、こうした活動に関連してIBMの専有情報や機密情報、または取引先からIBMに委託された情報を使用したりするようなことがあってはなりません。

個人の金銭的な利益

皆さんは、IBMのサプライヤー、お客様、競合他社やIBMビジネスパートナーなど、IBMがビジネスを行なっている組織や会社（公的機関か民間企業か、規模の大小に関係なく）から受ける個人の金銭的な利益が、IBMの利益と相反するか、相反するような様相を呈している場合は、かかる組織や会社について個人として金銭的な利益を持つてはなりません。皆さんの投資が利益相反の問題を提起すると思われる場合は、マネージャーに相談しなければなりません。間に人を介在させて、こうした投資制約の回避を図ってはなりません。

独自に開発された知的財産

IBMは、従業員がIBM以外で知的財産を開発することに関心を持つ場合があることを理解しており、当社の「[On Your Own Time \(OYOT\) Guidelines for IP Ownership \(ご自身の時間で - 知的財産の所有権に関するガイドライン\)](#)」および「[IBM Open Source Guidelines](#)」に規定されているとおり、その取り組みをサポートします。ただし、IBMの機密情報や専有情報を維持し、利益相反を回避することは、あなたの責任です。

家族や近親者が同じ業界で働いている場合

配偶者や同居パートナー、家族、親友などの近縁者が同業他社で働いている場合は、セキュリティ、規制準拠、および機密保持の懸念が生じます。こうした個人的な関係が、IBMのビジネス上の利益に対する意図せぬ相反となる可能性があります。

重要ポイント！



以下の質問を、金銭的利益が不適切でないかどうかの判断に役立ててください。

- ▶ IBMと他社との関係の深さや性質はどのようなものか。
- ▶ 自分の給料や家族の収入や投資と比較して、この投資の規模はどの程度大きいのか。
- ▶ 自分がIBMの社員であるという理由だけで、こうした投資が提供されているのか。
- ▶ IBM社員としての私の行動が、他社への投資の価値に影響を与えるか、もしくは影響を与えているように見えるか。
- ▶ IBMがこの会社との取引を決定する際に、自分は直接的または間接的にその決定に関与するか。

そのような関係がある場合は、すべてをマネージャーに開示してください。通常、IBMや第三者の専有情報、機密情報または資産の不注意による開示を防ぐために定期的に注意喚起を行い、細心の注意を払うことが、IBMの利益に対するリスクを最小限に抑えることにつながります。しかしながら、場合によっては、あなたの職責の変更や、別の社員の関与の必要が生じることもあります。

IBMで働いている他者との関係

IBMで働いている人物と家族関係または恋愛関係にあり、あなたがその人物の雇用などに関する決定（採用、昇進、報酬、仕事の割り当てなど）を行う立場にある場合、マネージャーに報告してその意思決定を行う立場から外れて、利益相反や、えこひいきや公平性に関する疑いが生じるのを避けてください。場合によっては、あなたの職責の変更や、別の社員の関与の必要が生じることもあります。

重要ポイント！



あなたが、サプライヤーなどの IBM が取引を行う企業やその企業に雇用されている社員と親密な関係にある場合で、特に業務でその企業と関わる、または企業の利用や選択に関与する場合、利益相反が生じる可能性があります。利益相反を軽減するために、マネージャーに相談し、サプライヤーについては IBM 調達オンブズマンに助言を求めてください。

7.3 インサイダー取引の防止

IBM で勤務している間に、IBM や他社に関する未公開情報を知ることがあります。このような内部情報を、個人の金銭的またはその他の利益のために使用または開示することは、倫理に反する行為であり、違法です。内部情報とは、一般には公開されていない情報で、しかも分別のある投資家が、株式その他の証券の売買や保有の決定をするにあたって考慮するような重要な情報のことです。たとえそれが株価に与える影響がわずかであっても、その情報は重要である可能性があります。

この法律に違反すると民事上の責任を問われたり、罰金、懲役刑など刑事上の処罰を受けることもあります。内部情報の不正利用は絶対に許されません。これらの禁止事項は、IBM が事業展開している全世界のどの地域でも適用されます。

そのルールは単純です。内部情報を不正に使用したり漏洩したりしてはなりません。第三者を通じて取引をしたり、たとえ個人的に利益を上げなくても他人に内部情報を漏らして利用させたりすることでガイドラインを回避してはいけません。どのような行為が容認されるか不明な場合は、IBM の弁護士に相談してください。

注意！



自分の家族を含む IBM 社外の人や、業務上その内容を知る必要のない IBM 社員に、以下の情報を漏らしてはなりません。

- ▶ 未発表の収益や配当、事業買収、売却など、IBM に影響を及ぼす重要な活動を含む、IBM の財務実績に関する内部情報
- ▶ IBM または他の企業に関する内部情報

IBM の株式、またはお客様、IBM ビジネスパートナー、他社の株式を、IBM や他社に関する内部情報に基づいて、売買してはなりません。例えば、IBM がある IBM ビジネスパートナーと、重要な事業上の関係締結を検討していることを知っている場合、その情報が公開されるまで、その会社の株式を売買してはなりません

7.4 公共活動と政治活動への参加

IBM は、社員に良き企業市民として地域社会に参加するよう奨励しています。個人的な活動が利益相反をもたらす恐れがあると思われる場合は、マネージャーと話し合って適切な措置を講じてください。

公共活動

公共活動に参加することで、IBM との利益相反を引き起こす可能性があります。例えば、市民団体の役員等として、IBM の製品やサービスの購入など、IBM が関係する意思決定に参加する場面に直面した場合、IBM 社員としての利益と、市民団体に対する義務との間で板挟みになるかもしれません。皆さんは IBM との関係を隠していたと思われぬように、IBM 社員であるという身分を明らかにし、IBM が関係する意思決定には、いかなる形であっても参加を避けなければなりません。必要に応じて、市民団体の弁護士または IBM の弁護士に助言を求めてください。

政治献金と支持

IBM は、政治活動委員会、選挙運動資金、事業者団体や業界団体、または同様の組織を通じたものを含め、いかなる政党や候補者に対しても、支持、支援、献金、支払は行いません。例えば、IBM は、選挙運動資金としてその一部が運用されるようなイベント入場券の購入や、参加費用の支払い、経費の精算は行いません。

IBM を代表して、いかなる政治献金も行ってはならず、政党や候補者の支援のために勤務時間や IBM の資産を利用してはなりません。勤務時間や資産を利用することは、献金をすることと同じです。IBM は、個人的な政治献金に関する経費は精算しません。

公職

IBM は、皆さんが公職に立候補する、当選して公務につく、あるいは公職の立候補者のために選挙運動をする場合、法律により別段の定めがある場合を除き、社員がそのような目的で使った時間に対して給与を支払いません。職位に関係なく、公職任命を受諾したり、公職に立候補する前に、政策渉外に相談してください。



重要ポイント！



国によっては、IBM のような公共事業の請負業者に適用される「pay-to-play」法が定められています。IBM の上級職に就いている場合、もしくは外国政府との取引交渉やその監督業務に就いている場合、あなたとその家族は、一部の国では個人的な政治献金が制限される場合があります。自分に適用される制約を理解して遵守し、質問がある場合は、IBM 政策渉外と IBM の弁護士に問い合わせてください。

8

一部の権利に関する追記事項、情報とリソース



- › 米国では、営業秘密は連邦法と州法で保護されています。法律違反の疑義を報告または調査する目的で政府や弁護士に営業秘密を極秘に開示する場合、非公開手続きの下で訴状やその他司法手続きのための書類により開示する場合、または訴訟手続きにおける裁判所の命令に応じて開示する場合は、BCGの違反にはならず、米国連邦法または州法のいずれかの営業秘密法に基づく責任を問われることもありません。
- › IBMの官公庁のお客様については、IBMはそのお客様の「委託先業者」です。米国の法律では、米国政府の契約や資金に関連して、誤った管理や浪費、権限の濫用、法律違反、または公衆衛生と安全に対する実質的かつ具体的な危険があると合理的に判断できる証拠となる情報を、社内または特定の政府関係者や政府関係機関に報告する委託業者の社員に対し、一定の権利、救済、保護が与えられています。
- › IBM資産やBYOデバイスを使用する場合、電子機器やシステム（コンピュータ、電話、有線、無線、電磁システム、光電子システム、写真光学システムの使用を含むがこれらに限定されない）を使った社員による電話での会話や送信、電子メールや電信、インターネットアクセスやインターネットの利用はすべて、いついかなる場合でも、合法的な手段による監視の対象となる可能性があります。

8.1 その他のIBMポリシー、ダイレクティブ、およびガイドライン

- › [財産と情報へのアクセス – 16 ページ](#)
- › [AskHR – 8 ページ](#)
- › [Compliance with Transportation, Entertainment, and Business Amenities \(CTEBA\) – 33 ページ](#)
- › [著作権および商標に関する情報 – 21 ページ](#)
- › [コーポレート・ダイレクティブ、ポリシー、およびインストラクション – 7 ページ](#)
- › [Corporate Environmental Affairs and Product Safety – 38 ページ](#)
- › [Corporate Instruction FIN/LEG 168 Business amenities and gifts – 33 ページ](#)
- › [コーポレート・インストラクション HR116 – 職場におけるハラスメントやいじめの防止](#)
- › [コーポレート・インストラクション IPL130 – IBM の提供物ではないもの（製品またはサービス）へのアクセス – 30 ページ](#)
- › [会社のデータ基準に関するコーポレート・インストラクション](#)
- › [サイバー脅威 – 15 ページ](#)
- › [従業員懸念事項 – 7 ページ](#)
- › [輸出法管理 – 36 ページ](#)
- › [グローバルな職務と出入国 – 38 ページ](#)
- › [グローバル・インサイダー・トラスト・プログラム – 8 ページ](#)
- › [Global Procurement – 28 ページ](#)
- › [ビジネスパートナーと仕事をするためのガイドライン – 28 ページ](#)
- › [IBM 社員セーフ – 13 ページ](#)
- › [輸入に関するポリシーおよびガイドライン – 37 ページ](#)
- › [輸入コンプライアンスオフィス – 37 ページ](#)
- › [情報セキュリティポリシー – 16 ページ](#)
- › [IT セキュリティ基準](#)
- › [Mobile Development Guidelines – 21 ページ](#)
- › [ツール命名手順 – 21 ページ](#)
- › [On Your Own Time - Guidelines for Developing IP（ご自身の時間で - 知的財産の開発に関するガイドライン） – 19 ページ](#)
- › [Open Source Guidelines – 20 ページ](#)
- › [Principles for Trust & Transparency – 30 ページ](#)
- › [プライバシーとデータ保護：ポリシーおよび法規制 – 17 ページ](#)
- › [ソーシャルメディア・ガイドライン – 10 ページ](#)
- › [ソーシャル・コンピューティング・ガイドライン – 10 ページ](#)
- › [スタンダードズ・アクティビティ・レビュー（SAR）プロセス – 19 ページ](#)
- › [Talk it Over @ IBM – 8 ページ](#)
- › [デザインに基づくテクノロジー倫理の実現に関するコーポレート・ダイレクティブ – 30 ページ](#)
- › [第三者の取締役会への参加](#)
- › [第三者の生成 AI ツールの使用 – 20 ページ](#)
- › [職場の暴力に関するプログラム – 12 ページ](#)
- › [Worldwide Records Management – 25 ページ](#)
- › [その他の IBM ポリシー：](#)
 - 企業行動・倫理
 - 品質
 - 互惠関係
 - 政治
 - 従業員の多様性
 - 人権に関する原則
 - 安全衛生
 - グローバル雇用基準
 - データプライバシー
 - コグニティブ原則
 - 多様なビジネス関係
 - 個別課題に関するステートメント
 - 環境関連

© International Business Machines Corporation 2018, 2024

International Business Machines Corporation
New Orchard Road
Armonk, NY 10504

IBM、IBM ロゴ、IBM.com は、全世界の多くの国や地域における International Business Machines Corporation の登録商標です。

現時点で最新の IBM 商標リストについては、Web サイト (www.ibm.com/legal/copytrade.shtml) で閲覧可能です。

